

滑川町公告第 15 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を執行する。

平成 29 年 9 月 15 日

滑川町長 吉 田 昇

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 29 公共下水道第 4・8 処理分区管渠築造工事
- (2) 工事場所 滑川町大字 月輪 地内
- (3) 工 期 契約締結日から平成 30 年 3 月 26 日まで
- (4) 工事概要 路線延長 L=669.9m
開削工法(内径 200 mm) L=669.9m
人孔設置工
組立式 1 号マンホール設置工 12 箇所
小型マンホール設置工 10 箇所
副管設置工 1 式
取付管およびます工(内径 150 mm) 1 式
付帯工 1 式

2 入札日及び場所

- (1) 入札日時 平成 29 年 10 月 18 日(水) 午前 9 時(集合 15 分前)
- (2) 入札場所 滑川町役場 大会議室(2F)

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 次の要件を満たす者とする。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ロ 本公告の公告日から入札執行までの間において滑川町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱又は滑川町建設工事等暴力団排除措置要綱による指名除外の措置を受けていない者であること。

ハ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより一般競争入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ニ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより一般競争入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) 次のイ、ロ、ハ、ニすべてに該当する者とする。

イ 平成 29・30 年度競争入札参加資格審査申請書を滑川町に提出し登録を受けている者で、東松山県土整備事務所管内に本店又は契約締結の権限を有する代理人を置く支店等（ただし、公告日前 1 年以内に新設した支店等を除く。）を有する者。

ロ 公告日現在、有効な経営事項審査結果通知書で土木一式工事の総合評点が 710 点以上である者。ただし、滑川町内に本店を有する者は、土木一式工事の総合評点が 450 点以上とする。

ハ 平成 24 年度以降に滑川町が発注し、完成・引渡し完了

した 500 万円以上の土木一式工事（舗装工事を含む）を元請で施工した実績を有する者。

ニ 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者等の資格を有する者を専任で配置することができること。

(3) その他

下請、労働及び資材購入等については、可能な限り滑川町内の 1 社以上の業者に発注しなければならない。

4 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、町指定の入札参加申込書（別紙 1）、入札参加資格審査申請書（様式第 2 号）及び同種工事施工等実績調書（竣工登録工事カルテ受領書及び契約書を添付）等を提出しなければならない。（公告日現在有効な経営事項審査結果通知書の写し及び必要書類を添付すること。）

- (1) 受付期限 平成 29 年 10 月 5 日（木） 必着
- (2) 受付先 滑川町総務政策課企画調整担当
- (3) 提出方法 簡易書留による郵送又は持参による提出

5 入札参加申込書の受理

受付の時点で明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、入札参加申請書を受理しない。

6 入札参加資格の確認通知書の交付

- (1) 交付日時 平成 29 年 10 月 12 日（木） 午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 交付場所 滑川町役場 総務政策課

7 設計図書の貸出

設計図書等の貸出及び返却については、次のとおりとする。
なお、現場説明会は開催しない。

- (1) 貸出場所 滑川町役場 総務政策課
- (2) 貸出期間 平成 29 年 9 月 15 日(金)から平成 29 年 10 月 5 日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (3) 受付時間 午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く)
- (4) 返却期限 平成 29 年 10 月 5 日(木) 午後 4 時まで
- (5) 返却方法 郵送又は持参により返却するものとする。

8 設計図書に関する質疑

設計図書に質疑のある者は、書面又は E メールにて問合せを行うことができる。

- (1) 提出先 滑川町役場 総務政策課
- (2) 受付期間 平成 29 年 10 月 5 日(木)まで
- (3) 受付時間 午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く)

9 設計図書に関する質疑に対する回答書の配布

質疑に関する回答書は、仕様書閲覧者のみに配布する。

- (1) 配布日 平成 29 年 10 月 12 日(木)
- (2) 配布時間 午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く)
- (3) 配布場所 滑川町役場 総務政策課

10 入札保証金 免除する。

上記「3 入札参加資格」に該当する者は、滑川町契約規則第 7 条に該当するとみなし、入札保証金を免除する。

11 契約保証金

落札者は、この契約（議会の議決に付さなければならない契約の場合は、議決後の契約をいう。）の締結と同時に請負代金額の10分の1以上の保証を付さなければならない。

12 契約条項等

- (1) 滑川町契約規則及び滑川町工事請負契約約款については、滑川町役場総務政策課において閲覧することができる。
- (2) 滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、町議会の議決を経たときにはこれを本契約とみなす旨が記載された建設工事請負仮契約書を取り交わすものとする。

13 支払条件

- (1) 前払金 あり（その額は、契約金額の40%以内とし、上限3,000万円とする。）
- (2) 部分払 なし（請求回数 一回以内とする。）

14 入札に関する注意事項

- (1) 入札時点において参加資格がない者は、入札に参加することができない。
- (2) 入札に参加する者の数が一者であるときは、入札を執行しない。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税の課税事業者及び免税事業者にかかわらず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札金額見積内訳書を入札書とともに提出すること。
- (5) 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 入札回数は、3回とする。
- (7) この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (8) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (9) この工事は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるので、落札者は速やかに必要書類を工事主管課に提出すること。

15 最低制限価格 設定する。

16 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札。
- (2) 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のない入札。
- (3) 入札参加資格のない者がした入札。
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札。
- (5) 公正な価格の成立を害し若しくは不正な利益を得るために連合したと明らかに認められる入札。
- (6) 同一事項の入札に対し、2つ以上の意思表示をした入札。

- (7) 郵便、電報、電話、ファクシミリ、電子メールによる入札。
- (8) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札。
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札。

17 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、町の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格をもって入札した者とする。
- (2) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札者のくじにより落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することができない。

18 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

19 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、滑川町契約規則、滑川町建設工事請負契約約款、設計書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 問い合わせ先

滑川町役場 総務政策課企画調整担当（〒355-8585 比企郡滑川町大字福田 750-1）

電話 0493-56-2211（内線 129）

E-MAIL na3411104@town.namegawa.lg.jp